

## 奈良県営水道企業管理規程第四号

水道局  
各課  
出先機関

奈良県布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する規程（平成二十四年三月奈良県営水道企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

第一条第三号中「又は水道環境」を削る。

第二条第一号中「卒業した後」の下に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同項第三号に規定する学校の卒業生」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了者）」を加える。

### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前に行われた技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この規程による改正後の奈良県布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する規程第一条第三号の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。